

セーフティネット6号申請について

【対象者】

破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者。

市区町村窓口への認定申請以前、1年以内に当該破綻金融機関等との金融取引を行っていること。

(6号認定を受けられる期間は、破綻日から破綻金融機関等が受皿金融機関に営業譲渡を行った日の1年後まで。)

【必要書類】

①6号認定申請書 2部

②盛岡市内に事業所等があることを客観的に確認できるもの

法人の場合：業種、代表者、事業所の所在地が確認できる資料（「履歴事項全部証明書」等）

個人の場合：「所得税確定申告書B」、青色申告決算書（または収支内訳書）の控え写し等

③別紙1「申請者の概要」 1部

・個人事業主は屋号も記載し、住所は自宅住所と主たる事業所の住所を記入して下さい。

法人・個人とも業種について詳しく記入して下さい。（必要により事業内容の分かる資料の添付でも可）

④別紙2「必要事業資金の調達に支障を来していることの説明」 1部

⑤（金融機関の代理申請の場合）委任状 1部

⑥破綻金融機関等と過去1年以内に金融取引があることを確認（取引期間・当初貸付額を確認）できる書類。

（金銭消費貸借契約書の写し、借入償還表、決算書の借入明細書等）

⑧直近の決算書のコピー

【その他留意事項】

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

※法人にあっては本店登記地、個人事業主にあっては事業所（店舗）所在地を管轄する市区町村長が認定を行います。

盛岡市役所 ものづくり推進課 工業係
電話 019-626-7538